

鳥取市下水道等事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第20号

鳥取市下水道等事業会計規則の一部を改正する規則

鳥取市下水道等事業会計規則（平成24年鳥取市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第19条中「、かつ、支払地が本市の区域内であって」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。